

令和3年3月26日
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和2年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和2年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和2年10月1日～同年12月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	10	-	30	40

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

再就職先区分 府省等名	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	5	-	-	-	-	1	3	-	7	24	-	-	40

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和2年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注4,5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	矢藤 久雄	56	海上自衛隊東京業務隊付 (海上自衛隊幹部学校運用教育研究部主任教官)	R2.3.5	R2.10.2	①海上自衛隊幹部学校運用教育研究部主任教官 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R2.3.5 ②R2.8.1	①R2.7.31 ②R2.10.23	①学生教育及び調査研究 ②特に命ぜられた事項	R2.10.23	R2.10.24	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	経営コンサルタント業	リスクコンサルタント	無	有
2	森脇 仁	56	海上自衛隊第4航空群司令部付 (海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令)	R2.8.26	R2.10.15	①海上自衛隊硫黄島航空基地隊司令 ②海上自衛隊第4航空群司令部付	①R2.8.26 ②R2.8.28	①R2.8.27 ②R2.10.30	①隊務総括 ②特に命ぜられた事項	R2.10.30	R2.10.31	オーケー株式会社	百貨店、総合スーパー運営業	総務人事部長代行	無	有
3	鈴木 憲	56	自衛隊情報保全隊情報保全官	R2.9.9	R2.10.22	自衛隊情報保全隊情報保全官	R2.9.9	R2.11.9	情報保全に関する業務	R2.11.9	R2.11.21	沖電気工業株式会社	情報通信等の分野における製造・販売等	部長(契約社員)	無	有
4	内田 栄寿	55	陸上自衛隊北部方面混成団副団長	R2.8.5	R2.10.28	陸上自衛隊北部方面混成団副団長	R2.8.5	R2.12.1	団長の補佐に関する業務	R2.12.1	R2.12.2	富国生命保険相互会社	生命保険業等	東京本社業務部参与	無	有
5	河上 康博	55	防衛大学校防衛学教育学群国防論教育室長兼教授	R2.9.8	R2.11.9	防衛大学校防衛学教育学群国防論教育室長兼教授	R2.9.8	R2.12.1	室務統括	R2.12.1	R2.12.2	株式会社オーネックス	金属熱処理業	管理本部付部長	無	有
6	古屋 浩司	55	自衛隊宮城地方協力本部長	R2.7.22	R2.11.9	自衛隊宮城地方協力本部長	R2.7.22	R2.12.1	部隊指揮官	R2.12.1	R3.1.1	日立造船株式会社	ごみ焼却発電施設等の設計・製作等	運営施設管理者(常勤嘱託)	無	有
7	山口 和則	55	陸上自衛隊東北方面混成団長	R2.10.2	R2.11.20	陸上自衛隊東北方面混成団長	R2.10.2	R2.12.1	東北方面混成団の指揮・統括	R2.12.1	R3.1.1	日本生命保険相互会社	生命保険業及び付随業務等	特別営業顧問(特別嘱託)	無	有
8	石丸 威司	55	陸上自衛隊東部方面混成団長	R2.9.16	R2.11.9	陸上自衛隊東部方面混成団長	R2.9.16	R2.12.22	混成団各隷下部隊の業務等を掌理し、混成団の隊務を統括	R2.12.22	R2.12.24	NECファシリティーズ株式会社	施設管理事業、建設事業、環境事業、保険事業、不動産事業	専任部長(嘱託)	無	有
9	上部 泰秀	61	自衛隊中央病院長	R2.12.14	R2.12.18	自衛隊中央病院長	R2.12.14	R2.12.22	自衛隊中央病院の統括	R2.12.22	R2.12.23	医療法人社団恵養会武田クリニック	医療事業	医師	無	無
10	佐藤 道哉	59	自衛隊中央病院副院長	R2.12.7	R2.12.15	自衛隊中央病院副院長	R2.12.7	R2.12.22	院務統括補佐	R2.12.22	R2.12.23	一般社団法人巨樹の会	リハビリを軸とした病院運営	医師	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
1	山田 憲彦	58	防衛医科大学校幹事	—	—	—	—	—	H30.12.20	R2.9.9	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学	保健・医療・福祉教育及び研究等	顧問	無	無
2	河野 克俊	64	統合幕僚長	—	—	—	—	—	H31.4.1	R2.10.1	海洋電子工業株式会社	一般機械修理業	非常勤相談役	無	無
3	河野 克俊	64	統合幕僚長	—	—	—	—	—	H31.4.1	R2.12.4	PRISM HR GLOBAL MANAGEMENT	マネジメント事業	顧問	無	無
4	川崎 昌彦	56	航空自衛隊幹部学校教育部主任教官兼戦略教官室長	—	—	—	—	—	R1.7.16	R2.10.1	株式会社中央梱包運輸	運輸・物流・倉庫業	課長代理相当	無	無
5	大塚 海夫	59	情報本部長	—	—	—	—	—	R1.12.20	R2.9.16	外務省	国家行政	在ジブチ日本国大使館特命全権大使	無	無
6	幸野 哲也	60	統合幕僚学校総務課長	—	—	—	—	—	R2.3.31	R2.11.25	グリーン警備保障株式会社	警備業務	赤羽支社警備員	無	無
7	外園 博一	62	防衛装備庁防衛技監	—	—	—	—	—	R2.3.31	R2.10.1	公益財団法人未来工学研究所	1. 官公庁、財団及び民間企業等からの委託等ならびに自己資金による調査研究業務等 2. 調査研究成果等に基づくコンサルティング、講習会・研修会、出版等	研究参与	無	無
8	須田 道夫	56	陸上自衛隊教育訓練研究本部付(統合幕僚学校国際平和協力センター長)	R2.5.25	陸上自衛隊教育訓練研究本部付	R2.5.25	R2.7.1	特に命ぜられた事項	R2.7.1	R2.10.1	外務省	外交を所轄する行政機関	アジア太平洋局南部アジア部南東アジア第二課課長補佐	無	無
9	藤田 勝史	56	海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長	R2.6.24	海上自衛隊幹部学校運用教育研究部長	R2.6.24	R2.7.17	部務統括	R2.7.17	R2.12.1	株式会社関電工	一般電気工事業	安全部副部長(嘱託)	無	有
10	佐々木 司	55	海上自衛隊佐世保造修補給所長	—	—	—	—	—	R2.8.3	R2.11.1	三井E&S造船株式会社	船舶製造・修理業	技術顧問	無	無
11	浅野 正美	59	防衛装備庁調達事業部長	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.12.1	損害保険ジャパン株式会社	顧問として事業に関する助言	顧問	無	無
12	稲葉 正敏	60	防衛医科大学校事務局総務部総務課長	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.12.1	第一生命保険株式会社	生命保険業	顧問	無	無
13	河村 延樹	60	防衛医科大学校副校長(企画・管理担当)	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.12.1	住友生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	無
14	辰己 昌良	60	大臣官房政策立案総括審議官	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.10.1	五條市役所	地方自治	政策顧問(非常勤)	無	無
15	辰己 昌良	60	大臣官房政策立案総括審議官	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.10.1	奈良県庁	地方自治	防災政策顧問(非常勤)	無	無
16	辻 秀夫	59	防衛大学校副校長(企画・管理担当)	—	—	—	—	—	R2.8.5	R2.12.1	電気興業株式会社	電気通信機器等の開発、製造、設置等	中央統括部顧問	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
17	西田 安範	58	防衛審議官	—	—	—	—	—	R2. 8. 5	R2. 11. 1	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険事業等	顧問	無	無
18	松村 智秀	59	防衛省大臣官房監査課長	—	—	—	—	—	R2. 8. 5	R2. 11. 16	株式会社日本製鋼所	製造業	顧問	無	無
19	鈴木 英明	59	自衛隊中央病院総務部長	—	—	—	—	—	R2. 8. 24	R2. 10. 1	国家公務員共済組合連合会	長期給付、医療事業、福祉事業	三宿病院事務部長	無	無
20	大島 孝二	58	海上自衛隊舞鶴地方総監	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	川崎重工株式会社	航空機、宇宙機器、飛行体及びその部品の設計、製造、修理、販売等	ストラテジック・アドバイザー	無	無
21	糟井 裕之	57	海上自衛隊自衛艦隊司令官	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	三菱重工業株式会社	船舶及び艦船の建造、販売、修理及び救難解体等	顧問	無	無
22	城殿 保	58	航空自衛隊航空教育集団司令官	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	ジブラルタ生命保険株式会社	保険業	防衛省自衛隊担当顧問	無	無
23	九鬼 東一	57	陸上自衛隊中央業務支援隊長兼市ヶ谷駐屯地司令	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員及び家族等に対する福利厚生、公益事業	本部部長	無	無
24	佐々木 俊哉	57	自衛隊情報保全隊司令	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	三八五流通株式会社	運送事業、倉庫業等	顧問	無	無
25	福田 和彦	57	陸上自衛隊補給統制本部副本部長	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 11. 1	一般社団法人日本防衛装備工業会	防衛装備品に関する調査・研究・情報等収集、提供等	事務局長	無	無
26	本松 敬史	58	陸上自衛隊西部方面総監	—	—	—	—	—	R2. 8. 25	R2. 12. 1	日油株式会社	油化、化薬、化成、食品等の事業	顧問	無	無
27	小袋 長武	56	航空自衛隊西部航空方面隊司令部幕僚長	R2. 6. 2	航空自衛隊西部航空方面隊司令部幕僚長	R2. 6. 2	R2. 10. 11	司令官の補佐及び司令部幕僚の監督指導	R2. 10. 11	R2. 11. 1	北九州市役所	地方公務	港湾空港局航空調整専門官(特別非常勤職員)	無	有
28	西山 靖将	55	自衛隊中央病院第1内科医官(陸上自衛隊対特殊武器衛生隊長)	R2. 8. 1	自衛隊中央病院第1内科医官	R2. 8. 1	R2. 11. 30	診療	R2. 11. 30	R2. 12. 1	医療法人行定医院	診療等	診療部長	無	無
29	樋之口 和隆	55	海上自衛隊東京業務隊付(海上自衛隊輸送艦くにさき艦長)	R2. 8. 11	①海上自衛隊輸送艦くにさき艦長 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R2. 8. 11 ②R2. 12. 1	①R2. 11. 30 ②R2. 12. 12	①艦務統括 ②特に命ぜられた事項	R2. 12. 12	R2. 12. 13	株式会社オリエンタルダイヤ工具研究所	機械工具製造業	総務課長	無	有
30	小野 真嗣	56	陸上自衛隊北海道補給処装備計画部企画課長(陸上自衛隊特科教導隊長)	R2. 7. 13	陸上自衛隊北海道補給処装備計画部企画課長	R2. 7. 13	R2. 12. 23	企画課の全般統制に関する業務	R2. 12. 23	R2. 12. 24	第一生命保険株式会社	生命保険業等	札幌総合支社防衛省担当	無	有

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

- ①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
- ②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
- ③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。